

# 令和5年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和6年1月17日（水）  
午前10時から

ところ 上越市役所 木田第一庁舎  
4階 401 会議室

## 1 開 会

## 2 委員自己紹介

## 3 副市長挨拶

## 4 会長職務代理者の指定

## 5 諮 問

## 6 議 事

### (1) 審議会の役割、所掌事項、これまでの審議内容等について

… 資料1、資料2

### (2) 人事院勧告等を踏まえた期末手当の改定について（報告）

… 資料3、資料4

### (3) 審議会への諮問内容について

- ・市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

… 資料5

### (4) その他

## 7 閉 会

## 審議会の役割と所掌事項

### ●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

### ●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

**第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。**

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

### ●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 令和5年3月24日条例第2号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 公募に応じた市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## これまでの審議内容（過去 5 年間）

## 令和 4 年度（令和 5 年 1 月 26 日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。</li> </ul>	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員の政務活動費について、個人や会派に交付された政務活動費の支出実績に各議員、各会派で大きな差がある。管理アプリの導入に合わせ、透明性の確保に努めてもらいたい。</li> </ul>

## 令和 3 年度（令和 4 年 1 月 26 日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。</li> </ul>	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナの影響を含め、計画的な行財政運営への配慮をお願いしたい。</li> <li>議員の政務活動費について、広報活動以上に調査活動にも活用してもらいたい。</li> </ul>

## 令和 2 年度（令和 3 年 1 月 26 日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の経済状況や特別職の国家公務員の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。</li> </ul>	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬の水準について、人口規模のみではなく、都市構造や財政規模等で比較する必要があると考える。</li> <li>議員の政務活動費について、市内事業者の成長、市内事業者への還元の意味も含め、市内事業者への発注に協力してもらいたい。</li> </ul>

## 令和元年度（令和 2 年 1 月 29 日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（給料、報酬は現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。</li> </ul> <p>（諮問）</p> <p>○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付する額を次のとおり改定する。</p>	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul> <p>（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諮問のとおり改定することが適当であると答申。</li> </ul>

区分	上越市議会政務活動費		
	現行	改定案	増減
会派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)
議員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)
総額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし

・政務活動費の額については、平成 17 年 1 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっている。上越市議会においては、平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われている。更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年 12 月に、議長から政務活動費の見直しについて要請があった。については、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問。

#### 委員からの意見

- ・実状に合わせた政務活動費の会派分と議員個人分の額の見直しについて、妥当と感じている。
- ・今は市町村のニーズに合わせて市町村の裁量が大きくなっている。議員の方にも今の上越市のニーズや国の動き等を勉強してもらいながら、上越市の実情に合わせて進めてほしい。
- ・今回の諮問内容について理解はできるが、個人分の返還がかなりあることと、個人差があるように見えるため、そこは検討してほしい。
- ・活動範囲も様々であると思うが、議員個人で使えるものであり、執行残は返還となることを踏まえ、もう少し考えていただきたい。

#### 平成 30 年度（平成 31 年 1 月 23 日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>(現行のまま据え置くため諮問なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。</li> <li>・一般職の給与改定や他団体特別職の報酬等の改定状況のほか、市民の個人所得や財政力の推移等に良好な兆しが見られることや議会議員で構成される検討組織の動向を注視する中で、今後、報酬額等の改定の必要性も生じているものとする。</li> </ul>	<h4>委員からの意見</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬額等の改定について、平均的な値からの判断だけでなく、貧困層にも配慮した検討が必要と考える。</li> <li>・市長及び副市長給料の減額措置が長期化しており、何らかの見直しを行う時期を迎えているのではないかと。審議会として検討する必要があると考える。</li> <li>・議会における議員報酬や政務活動費の見直し検討について、議員のなり手がいない状況にあることを踏まえて議論を尽くしてほしい。</li> </ul>



上越市特別職報酬等審議会  
委員 様

上越市長 中 川 幹 太  
(総務部人事課)

特別職の期末手当の改定について (報告)

日頃から、市政運営に特段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、この度、下記のとおり特別職の期末手当を改定することとし、上越市議会 12 月定例会に関係条例の改正案を提案することといたしました。

今回の改正は、審議会の審議事項ではありませんが、委員の皆様へご報告させていただきます。

また、国の人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告の資料も参考に送付いたします。

記

1 改定内容

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で 0.1 月分引上げるもの

<改定前と改定後の期末手当の支給月数> (単位:月)

区分	改定前	改定後		年間比較
		令和 5 年度	令和 6 年度以後	
6 月期	1. 650	1. 650	1. 700	+0. 10
12 月期	1. 650	1. 750	1. 700	
年間計	3. 300	3. 400	3. 400	

【参考】年間の期末手当額の比較 (単位:円)

区分	改定前	改定後	年間比較
議 長	2, 096, 424	2, 159, 952	+63, 528
副 議 長	1, 854, 864	1, 911, 072	+56, 208
議 員	1, 745, 568	1, 798, 464	+52, 896
市 長	3, 252, 564	3, 351, 127	+98, 563
副 市 長	2, 598, 868	2, 677, 622	+78, 754
教 育 長	2, 497, 572	2, 573, 256	+75, 684

※市長及び副市長の期末手当の額は、給料月額の前減額（市長：15%、副市長：10%）を適用した後の金額です。

2 改定時期

令和 5 年 12 月に支給する期末手当から適用

3 その他

詳細については、1 月開催予定の審議会で改めてご報告させていただきます。

<p>【問合せ先】 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市役所 総務部 人事課 担当：三田、羽深 電話 025-520-5619 (直通)</p>
---

## 特別職の年間給与支給額

令和6年1月1日現在の給料・報酬月額を基にした令和6年度支給見込額

給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B) 円
	月額 円	年額(A) 円	6月		12月		計		
			支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額(B) 円	
市長	966,300	11,595,600	1.700	1,971,252	1.700	1,971,252	3.40	3,942,504	15,538,104
副市長	729,200	8,750,400	1.700	1,487,568	1.700	1,487,568	3.40	2,975,136	11,725,536
教育長	630,700	7,568,400	1.700	1,286,628	1.700	1,286,628	3.40	2,573,256	10,141,656
議長	529,400	6,352,800	1.700	1,079,976	1.700	1,079,976	3.40	2,159,952	8,512,752
副議長	468,400	5,620,800	1.700	955,536	1.700	955,536	3.40	1,911,072	7,531,872
議員	440,800	5,289,600	1.700	899,232	1.700	899,232	3.40	1,798,464	7,088,064

※ 市長の給料月額は令和4年1月1日から上記の額の15%を減額している。  
副市長の給料月額は令和5年1月1日から上記の額の10%を減額している。

## 令和6年度 特別職の給料・報酬月額等の取扱い（市の考え方整理）

市の考え方	<p>【給料月額等】一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況と県内他団体との均衡等を踏まえ、給料月額等を「0.3%引上げ」とする。</p> <p>【政務活動費】現行の水準及び過去の改定状況を踏まえ、「据え置き」とする。</p>
-------	---

≪特別職の地方公務員の給与改定に係る基本的な考え方≫

特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、以下の諸事情等を総合的に考慮することとされている。

- ① 一般職の職員の給与改定の状況、② 国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、③ 他の地方公共団体との均衡、④ 各自治体における特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯

基本的な考え方／検討要素		状況・情勢等	方向性の整理など
①	一般職の職員の給与改定の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告に準じて、<u>令和5年度は若年層に重点を置いた全年齢層の給料月額を引上げ（改定率0.9%）</u></li> <li>○ 期末・勤勉手当は支給月数を年間で0.1月分の引上げ（年4.4月→4.5月）</li> </ul> <p>&lt;給与勧告の内容&gt;</p> <p>月例給 （国）民間給与との較差(3,869円)を埋めるため、全年齢層の俸給月額を引上げ（改定率1.1%）  <u>事務次官等の指定職は0.3%引上げ</u></p> <p>（県）民間給与との較差(2,780円)を埋めるため、全年齢層の給料月額を引上げ（改定率0.74%）</p> <p>ボーナス （国）期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ（県も同様）</p>	<p>◎ 国家公務員の特別職の職員に準じて給料月額等を0.3%引上げとする。</p> <p>（参考）期末手当は0.1月分引上げ 12月定例会で条例改正済</p>
②	国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般職の指定職（事務次官等）に準じて、<u>俸給月額を約0.3%引上げ</u>（平成27年度以来8年ぶり）</li> <li>○ 期末手当は支給月数を年間で0.1月分の引上げ（年3.3→3.4月）</li> </ul>	
③	他の地方公共団体との均衡	<p>【県内20市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長 3位 ⇒ 人口規模(3位)相応の水準</li> <li>・副市長 4位 ⇒ <u>人口規模(3位)を下回る水準</u></li> <li>・教育長 5位 ⇒ <u>人口規模(3位)を下回る水準</u></li> <li>・議長、副議長及び議員 3位 ⇒ 人口規模(3位)相応の水準</li> </ul> <p>【類似団体(施行時特例市)23市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長 17位 ⇒ 人口規模(23位)を上回る水準</li> <li>・副市長及び教育長 23位 ⇒ 人口規模(23位)相応の水準</li> <li>・議長 23位 ⇒ 人口規模(23位)相応の水準</li> <li>・副議長及び議員 22位 ⇒ 人口規模(23位)を上回る水準</li> </ul>	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u>
	新潟県及び県内19市の改定状況	<p>【審議会の開催有無】</p> <p>開催済み：4市、開催予定あり：新潟県及び12市、開催予定なし：3市</p> <p>【改定（予定）の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市、村上市及び南魚沼市は引上げ</li> <li>・新発田市、柏崎市、見附市及び佐渡市は据え置き</li> <li>・新潟県、長岡市等の12市は未定</li> </ul>	◎ <u>令和5年度の審議会答申では新潟県及び19市のうち、3市が引上げ</u>
④	当市及び他団体の特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯	<p>【当市の特別職の給与改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度及び平成23年度に2年連続で引下げ改定（22年度▲0.3%、23年度▲1.3%）</li> <li>・平成28年度に給料月額の引上げ（市長0.4%、副市長1.0%、議員0.4%）</li> </ul> <p>【県内他市の特別職の給与改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、小千谷市、燕市、阿賀野市の3市が引上げ</li> <li>・令和5年度は、三条市、柏崎市、燕市、妙高市等の6市が引上げ ※令和4年度は引上げの団体なし</li> </ul> <p>【新潟県の特別職の給与改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度以降、直近では平成31年1月に引上げ（+0.8%）</li> </ul>	<p>◎ 当市ではこれまで、<u>①から④の基本的な考え方に即して改定している</u></p> <p>◎ <u>県内ではここ数年で引上げを行う市が増えている</u></p>

	基本的な考え方／検討要素	状況・情勢等	方向性の整理など
参考 ア	直近の地域の社会情勢等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新潟県内の経済動向（新潟県公表の経済動向より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月～12月は原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、緩やかに持ち直している</li> </ul> </li> <li>○ 上越市の中小企業景気動向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業・サービス業についてはコロナ前の水準を回復（4月～6月）</li> <li>・小幅改善しコロナ前の水準をほぼ回復（7月～9月）</li> <li>・今期は5業種が悪化、来期も全般的に悪化の予想（10月～12月）</li> </ul> </li> <li>○ 上越管内の有効求人倍率（ハローワーク上越公表の最近の雇用失業情勢より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月分1.44倍、令和4年同月期と比較して0.15ポイント低下</li> </ul> </li> <li>○ 上越市の納税義務者一人当たりの課税対象所得（総務省公表の市町村税課税状況等の調より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度303.4万円、令和3年度と比較して1.78%増加</li> </ul> </li> <li>○ 新潟市の消費者物価指数（新潟県公表の新潟市消費者物価指数より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月分106.0、令和4年同月期と比較して2.5ポイント上昇（令和2年を100として比較）</li> </ul> </li> </ul>	◎ <u>物価高騰による影響がみられるものの、緩やかに持ち直している</u>
参考 イ	市の財政状況 (令和4年度普通会計決算状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は57.0億円</li> <li>○ 財政調整基金等残高は70億円以上を確保 76.4億円（県内5位）</li> <li>○ 経常収支比率は4.4ポイント悪化 94.6（県内13位）</li> <li>○ 財政力指数は0.012ポイント悪化 0.585（県内5位）</li> <li>○ 将来負担比率は6.5ポイント改善 61.4（県内8位）</li> <li>○ 歳入及び歳出決算額の規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から8番目</li> <li>・歳出 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から9番目</li> </ul> </li> </ul>	◎ <u>財政調整基金等を活用した財政運営を確保</u>
政務活動費の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内20市のうち3位 ⇒ <u>人口規模(3位)相応の水準</u></li> <li>○ 類似団体23市のうち8位 ⇒ <u>人口規模(23位)を上回る水準</u></li> <li>○ 令和2年5月に、議員個人の政務活動の充実及び議会の活性化を図るため、議員及び会派の交付額をそれぞれ改定（年間交付額：会派▲15万、議員+15万）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【政務活動費】</b> 上越市議会の議員または会派が行う市政の調査研究や政策の立案等に係る活動に対し、市長が支給する経費</p> <p><b>【政務活動の範囲】</b> 議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動</p> <p><b>【交付額】</b> 議員（一人当たり） 年額450,000円（37,500円／月） 会派（所属議員一人当たり） 年額150,000円（12,500円／月）</p> </div>	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u>